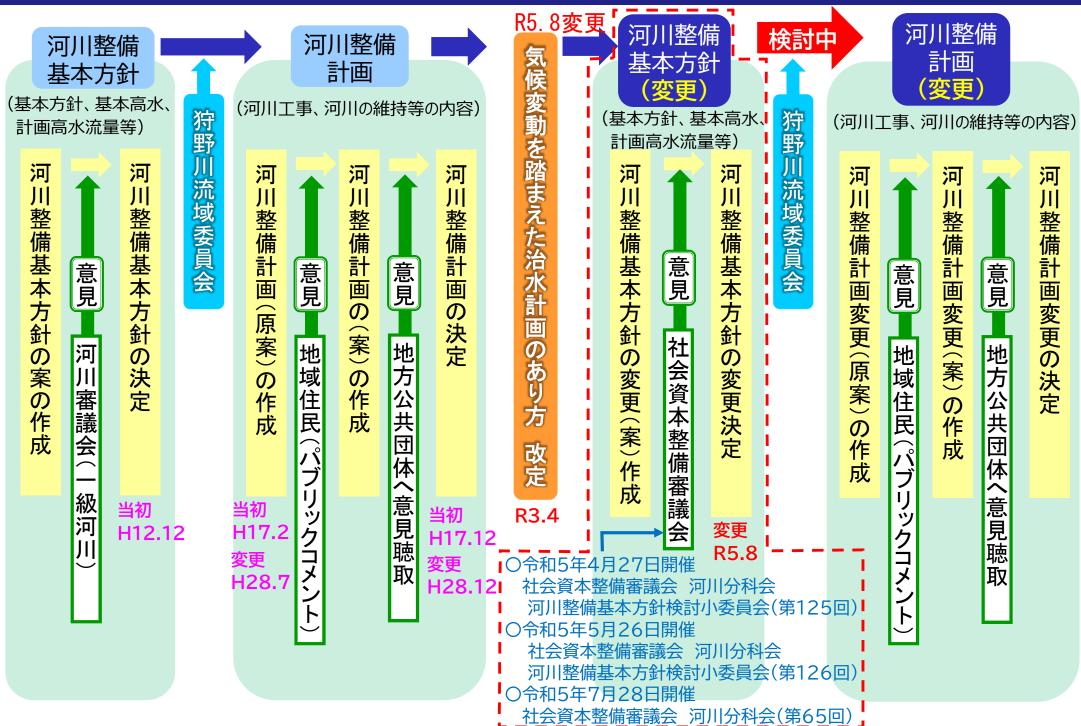
狩野川水系河川整備計画の変更に向けて

令和7年2月25日

令和6年度 第1回 狩野川流域治水協議会

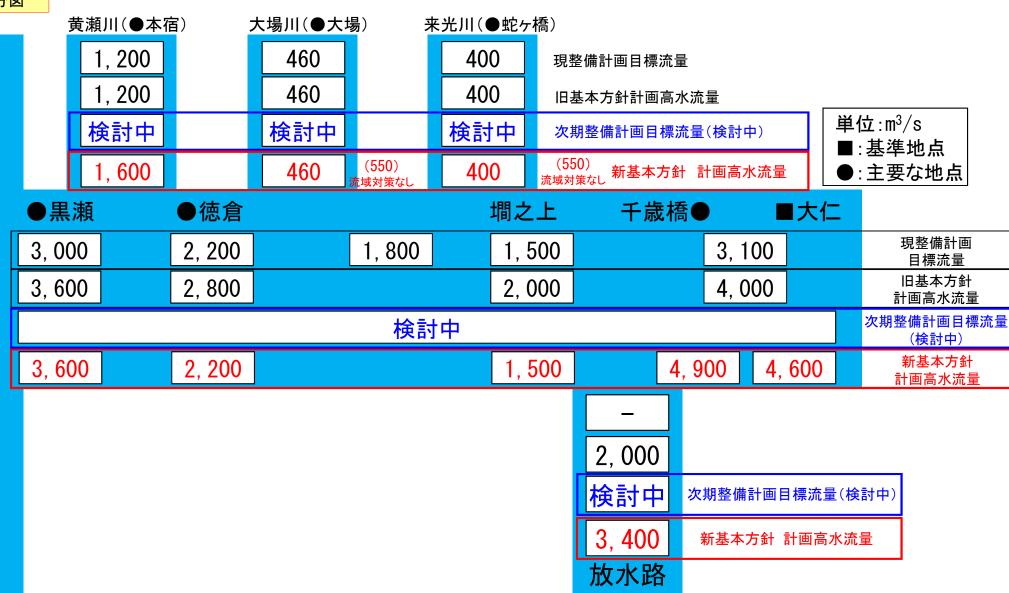


気候変動を踏まえた次期整備計画の目標流量の検討

狩野川水系

- 気候変動による降雨量の増大を踏まえ、令和5年8月に狩野川水系河川整備基本方針を変更。
- 基本方針の変更に伴い、次期整備計画の目標流量を検討中。目標流量(河道配分量)は狩野川放水路の改築により分流増を増加させた場合で検討。
- 狩野川放水路の分流量増加により、大場川や来光川合流点の本川水位の低下ができ、内水被害の軽減に寄与できるものと期待される。

流量配分図



R6. 12. 9

河川整備基本方針の変更について報告

狩野川流域委員会

河川整備計 画

狩野川流域委員会

変更整備目標 公表

||整備計画の変更手続き

関係住民意見聴取(パブリックコメント)



狩野川流域委員会

河川整備計画

変更原案

本文

附図)

公表



公表

河川整備計画

変更案

本文

附 図

狩野川流域委員会

関係知事意見聴取 関係省庁協議

狩野川水系河川整備計画 変更

R5.8変更

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項(河川法施工令第10条の2)

- 〇 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- ○河川の整備の基本となるべき事項
- ・基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への配 分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針 の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針 の決定・公表 (一級河川の場合)

社会資本整備審議会

(二級河川の場合) 都道府県河川審議会

都道府県河川審議会がある場合

変更検討中

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める 中期的な具体的な整備の内容 (計画対象期間:20~30年程度)

定める事項(河川法施工令第10条の3)

- ○河川整備計画の目標に関する事項
- ○河川の整備の実施に関する事項
 - •河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

